

盗聴法（組織的犯罪対策法）に反対する

市民連絡会ニュース

先 日本消費者連盟
連絡 ネットワーク反監視プロジェクト(小倉)

〇三二五二五五二四七六五
〇七〇一五五五三二五四九五

通常国会で共謀罪の成立を阻止！ 共謀罪を廃案に追い込もう！

私たちは、通常国会でほぼ不可能と思われていた共謀罪の成立阻止を果たし、衆議院法務委員会での共謀罪の強行採決をも許しませんでした。共謀罪は秋の臨時国会へ継続審議となつたのです。

昨年の衆議院選挙の結果、国会は与党が圧倒的多数を占め、決断すればいつでも採決できる状況でした。そのことを考えれば、共謀罪の継続審議は「奇跡」に近い快挙でした。法案が提出されても、犯罪が実行されず被害も皆無なのに処罰されるなど、常識的には考えられないことが法律になろうとはなかなか信じられず、自分自身に関わるとは思われないために、私たちの運動はなかなか広がりました。

なわち内心を処罰し、言論・表現・結社の自由を抑圧、政策批判や平和・人権を守る運動を潰そうとするこの法案の本質が見えて来るにつれて共謀罪に対する危惧が増し、共謀罪反対の世論が広がっていきました。憲法問題、労働問題、マイノリティの人権問題、国際人権等に取り組む団体をはじめ、日弁連、ペンクラブなどの表現者と広範な団体が固く連携していき、それにつれてマスクミも共謀罪の問題点や審議の状況などを大きく取り上げるようになって、反対運動に弾みがつきました。国会では民主党を中心として野党の鋭い追及がありました。

修正案を出して乗り切ろうとした与党
共謀罪に対する反対が広がってきたのを見た与党は、二月半ば、修正案を民主党に示しました。これは、世論の批判に応え、譲歩したかのようなポーズをとつていますが、共謀罪とそれを含む組織的犯罪処罰法が、あらゆる団体を対象とすることを示し、思想を処罰するというこの法案の本質を変えるものではなくありませんでした。

白熱が予想される秋の臨時国会
国会最終日の衆議院法務委員会で、共謀罪新設法案の継続審議が採決された後、与党は多数決で議事録に次の臨時国会で「与党修正案を参照」と掲載しました。共謀罪を成立させるために、次の国会の議論をここから始めたいという思惑でしょうが、委員会審議のルールによれば、継続されたのは政府提出の原案のみです。共謀罪新設の理由となつている「国連越境組織犯罪防止条約」には、「条約の実施は各国の国内法の原則に沿って行えばよい」という条項があり、条約の批准のために共謀罪は必要なのではないかという疑問が出てきました。すでに批准した国々でも国内刑法の根本を変更したような国は見当たらないようで、野党や日弁連は、批准した世界各国の国内法の制定状況を調査するなど、臨時国会を前に与党をさらに追い込む準備が進められています。

共謀罪を廃案にする可能性が見えてきました。私たち市民連絡会でも新たなパンフレットやリーフレットを準備中です。秋の臨時国会も与党の絶対多数という状況は変わりませんが、今度こそ廃案にできるよう頑張りたいと思います。

テロ対策名目の入管法改定

矢野まなみ（移住労働者と連帯する全国ネットワーク）

先の国会では、共謀罪新設法案反対の大きな議論がまきおこり、継続審議となりました。他にも、社会的有り様に大きな影響を与える重要法案が出されました。その中で、まさきに成立したのが、「テロ対策」を名目とした改定入管法です。

改定の主な内容は、(1)外国人の入国・再入国時に指紋・顔写真情報等の提供の義務化、(2)（日本人も含み）事前に指紋等を登録した人の出入国審査をスムーズにできる「自動化ゲート」の導入、(3)「テロリスト」等と認定された者に対する退去強制事由の新設、などです。このような重大な内容を含んだ法案にもかかわらず、国会での審議時間も短く、社会的にもあまり注目されなかったのです。

今回の改定法における最大の問題点は、外国人を管理・監視の対象としてとらえている点にあります。その象徴的なものが、指紋・顔写真情報提供の義務化です。これは、特別永住者（旧植民地出身者とその子孫）は除かれているものの（注）、十六歳

以上のすべての外国人は、指紋と顔写真情報を提供することを義務化されています。新規入国のみならず、再入国の度に、永住資格を持つている人からも採ることが可能になるのです。そして、その取得したデータは相当な長期間にわたって保管されますが、具体的な年限については、定められていません。審議において七〇年という数字も出されましたが、その後、そういう可能性もあると示唆されるにとどまっています。「テロ対策」が目的であるのであれば、仮に入国の際にチェックするとしても、そこで該当しなければ、その場で情報は破棄すべきなのです。それを蓄積するということは、その人は生涯「要注意人物」として扱われることを意味しています。

次に、「自動化ゲートの導入」というものは、任意で事前に指紋等を登録した人の出入国審査をスムーズにできるようにするということです。これは、利用者の利便性を高めるもので、日本人も含め希望者が利用できるようになると思います。指紋情報

報を提供していない人に著しい不便を与えないよう配慮されるようですが、将来的には、徐々に差が開いてくるでしょう。そして、事実上、指紋による管理システムが構築されていくのではないかと危惧されます。

そして、三つ目に、「テロリスト」等と認定された者に対する退去強制事由の新設が行われました。これは、ある意味では、指紋を採られること以上に、外国人にとって直接的な影響を与えるとも言えるでしょう。つまり、退去強制というものは、「国外追放」であり、日本で生活を営んでいる人にとっては、日本の生活基盤を失うことを意味します。

このような重大な影響を持つことが、「テロリスト」等と認定されたという、あいまいな定義によって、かつ、実際にはまだ何もしていないにもかかわらず、処分を下されるのです。さらに、それが執行されるにあたっての適正手続きについては、法文に明記されておらず、何ら保障されていません。

「テロ対策」と外国人

今回の法改定に対して、社会全体の反応は大きかったとは言えません。その理由は二つあると考えています。一つは、「テロ対策」が全面に出されたことにより、「テロ対策はいらな

い」といつても共感を得られないこと。そして、内容を精査しないと反証が難しいという点があります。もう一つは、今回のターゲットが「外国人」だったからでしょう。残念ながら、「外国人」に対する無関心があり、自らの暮らしている社会の問題としてとらえられません。ましてや、この数年、「外国人犯罪」の急増・凶悪化しているという、実態とはかけ離れた情報を政府やマスコミが垂流し続けているのです。これが、外国人全体を犯罪者予備軍やトラブルメーカー扱いして排除する風潮を生み出しています。これが、このような法案を社会問題化させることなく、通過させてしまった背景にあるのではないのでしょうか。

実際のところ、いまは外国人がターゲットにされていますが、それは単なる入り口に過ぎず、やがて社会全体の管理・監視強化がすすめられていくことになるでしょう。それ以上に、否応なしに指紋を採られる人がいるという現状を放っておくわけにはいきません。社会問題化させることができなかつた自らの力のなさを自戒しつつも、ここで立ち止まっているわけにはいきません。つまり、法律は成立してしまつたものの、その施行（指紋にかかわる部分）は、公布日五月二四日から一年六カ月以

話し合うことが罪になる
共謀罪 パンフレット
 part III



シリーズ第3弾
 9月上旬
 発売予定!

内とされており、また、一年以上の猶予があります。施行を遅らせる、あるいは、施行させないことも、取り組みによっては不可能とは言えないのではないのでしょうか？

共謀罪新設法案が通過していない現状に正直大きく勇気づけられています。やれば成果が出るのだと。共謀罪反対の取り組みから多くを学びながら、盗聴法に反対する市民連絡会の皆様をはじめ、さまざまな動きと連携し、指紋制度導入阻止を目指したいと思います。

(注) 他にも、「外交」「公用」の在留資格の者、国の行政機関の長が招へいする者は除外される。

共謀罪はコンピュータ監視法！

メールやデータが狙われています

久保博夫（神奈川県・厚木基地を考える会）

四年にわたる共謀罪反対運動は、マスコミをも動かし、先の通常国会で共謀罪の成立を阻止しました。

共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」には、第一九七条に次の二項を加えるとして「特定のメールを三カ月・九〇日間、プロバイダーにメールの送信元・送信先・送信日時・通信履歴の電磁的記録を保管される」ことと、この電磁的記録を差押さえ又は記録命令付き差押さえをする事ができるという内容が入っています。

共謀の立証を、文書記録で警察が手に入れる事ができるのです。それに、一言書き加えたら立派なデッチ上げ証拠になってしまう事もあります（今は、メールが証拠として採用されている例は少ない）。

私の体験を紹介しましょう。昨年の十月一五日、私を含む三名の自治体職員が家宅侵入罪で逮捕されました。十年近く米軍基地の監視行動を行い、一度も住民から注意もされな

かったマンションの外階段でした。

県警公安の準備のもと？ 縄手錠で尋問された翌日&翌々日に新聞各紙で、警察発表通りに氏名・職業&住所が掲載されました。

その日のうちに弁護士と面会できるようにし、職場対策をしてパソコンの本体を家宅搜索場所の外に持ち出さないと、丸ごとコピーされてしまいます。三〇分もあればパソコン一台の丸ごとのデータはコピーされてしまうのです。その後、コピーを返せとの準抗告をしたら、コピーは差し押さえ法律行為でなく、拒否できる事がわかりました。

その後、この改正法案の第二一八条第一項に「差押え」を「差押え、記録命令付き差押え」に変える条項が入っている事がわかりました。

共謀罪阻止でパソコン・コピーはまだ非合法！

ライブドア事件でも大量のメールやデータを警察がパソコンから押収しています。もし共謀罪が通った時、パソコンのデータが使われていくの

だとすれば、とんでもない情報量を警察に国家権力が持つ事になります。とくにメールは、イモづる式に捜査を広げる事になり、出した本人の記憶も無くなり、文書が証拠として突きつけられる事もあります。

◎共謀罪の新設に反対する請願署名

提出した署名の総数	273,329筆 (6月9日現在)
4月11日 第1回提出	102,142筆
4月26日 第2回提出	61,000筆
6月9日 第3回提出	110,187筆

◎話し合うことが罪になる 共謀罪の新設に反対する市民団体共同声明

呼びかけ団体：18団体 賛同団体：350団体

詳しくはこちら→<http://tochoho.jca.apc.org/>